

薬生副発0929第1号  
令和2年9月29日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があります、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

また、機構では、リーフレットその他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。さらに、職員を講師として医療機関や自治体に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施していますので、ぜひご活用ください。

取 受
令和 2.10.-5
高健健第 1238 号
本 高 槻 市

なお、出前講座は10月下旬から医薬品副作用被害救済制度特設サイトにおいて、eラーニングでも受講できるようにする予定です。

(広報資料) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(出前講座) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000231343.pdf>

## 記

### 集中広報の実施内容（予定）

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信）
- 医療関係専門誌への広告掲載      など

※ 別添にて広報例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

#### ○資料請求・出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号:03-3506-9460

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

#### ○救済制度に関する相談窓口

電話番号:0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間:(月~金)9時~17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール:kyufu@pmda.go.jp

### (本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

阿部(内線2717)、櫻井(内線2718)

(代表電話)03-5253-1111、(直通電話)03-3595-2400

Eメール:fukutai01@mhlw.go.jp